記者発表資料

平成３０年８月２９日
九 州 地 方 整 備 局

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、２週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 株式会社矢野興業
   業 者 の 住 所 ： 宮崎県宮崎市橘通西５－１－２３

2. 指名停止措置期間 ： 平成３０年８月２９日 ～ 平成３０年９月１１日
   （２週間）

3. 指名停止措置の範囲 ： 九州地方整備局管内

4. 事実概要
   本件は、宮崎河川国道事務所発注工事において、平成３０年７月１６日、橋台の内空部土砂埋戻し作業の準備中、支障となる振動ローラ（ハンドガイド）をバックホウで吊上げ移動させた際、振動ローラが落下し作業員のヘルメットに接触し、右耳を負傷したものである。
   工事名 ：宮崎10号 横市川橋A1橋台設置外工事
   被災者 ：１名（工事関係者）
   被災場所：宮崎県都城市南横市町地先
   被災状況：右耳介裂創（全治2週間）

5. 指名停止措置理由
   当該業者たる株式会社矢野興業が、宮崎河川国道事務所発注の「宮崎10号 横市川橋A1橋台設置外工事」において工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第１第７号（下記参照）に該当する。
   従って、本件については、指名停止２週間を適用する。

＜指名停止措置要領別表第１＞

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ７ 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上４ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東２－１０－７）
代表：０９２－４７１－６３３１
総務部契約管理官 富山 昭義 （内線 ２２２２）
（契約課直通：℡０９２－４７６－３５０９）
企画部技術管理課長 徳田 浩一郎 （内線 ３３１１）
（技術管理課直通：℡０９２－４７６－３５４６）
港湾空港関係
総務部契約管理官 田中 浩紀 （内線 ２９０）
（経理調達課直通：℡０９２－４１８－３３４５）